

一般社団法人日本拳法競技連盟

利益相反ポリシー

1. 目的

一般社団法人日本拳法競技連盟（以下「本連盟」という。）は、わが国における日本拳法競技を統括し代表する団体として、日本拳法創始者・澤山宗海宗家が創始した日本拳法の普及及び振興を図り、もって国民の心身に健全な発達に寄与することを目的とし、その目的を達成するため次の事業（以下「本事業」という。）を行っている。

- (1) 日本拳法に関する競技者及び指導者の育成
- (2) 日本拳法に関する競技大会、講習会および研修会等の開催および後援
- (3) 日本拳法の試合・審判の技術向上および適正化並びに普及
- (4) 日本拳法用具に関する研究開発
- (5) 日本拳法に関する国際交流および国際貢献
- (6) その他当法人の目的を達成するための必要な事業

前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

本連盟は、本事業を遂行するに当たり、本連盟役員と本連盟との取引及び各種選手の選考等において適正な行使をすることによって、内部および社会からの信頼を得るために本ポリシーを策定する。

2. 本ポリシーの及ぶ範囲

本ポリシーの対象となる者は、正会員・理事・監事を含む役員のみならず、職員・選手・指導者等（以下「役職員等」という）関連当事者の全てに及ぶ。

3. 利益相反及び利益相反行為の定義

- (1) 利益相反とは、役職員等の利益になると同時に、本連盟の不利益となる状況にあるものを言う。ここに言う利益とは経済的利益にとどまらない。
- (2) 利益相反行為とは、利益相反の状況をつくりだす取引等の行為を言う。

4. 利益相反行為の管理

- (1) 役職員等は利益相反行為になる可能性のある場合は、理事会において重要な事実を開示して申告をし事前に承認を受けるものとする。
- (2) 緊急を要する場合は、正副会長・事務局長ら複数の者の承認を受け、直近の理事会に報告するものとする。

5. 本ポリシーの改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則： このポリシーは令和4年12月3日より施行する。